

建設現場における快適トイレ設置要領

令和8年10月1日

総務課 定め

(趣旨)

第1条 この要領は、建設現場において男女ともに働きやすい環境を整備するため、快適トイレの設置、仕様、実施手続及び費用の取扱いその他必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 快適トイレ 第4条第2項に定める標準仕様及び付属品を全て備え、建設現場で作業する者が利用するために設置する仮設トイレをいう。
- (2) 受注者希望型 受注者が快適トイレの設置を希望し、発注者との協議及び確認を経た上で実施する方式をいう。
- (3) 設置期間 快適トイレを実際に現場に設置し、利用できる状態にあった期間をいう。

(対象工事)

第3条 快適トイレ設置の対象となる工事(以下「対象工事」という。)は、日向市が発注する全ての工事とする。

2 対象工事における快適トイレの設置は、受注者希望型とする。

3 前2項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する工事は、対象外とすることができる。

- (1) 仮設トイレを設置せずに施工することが通常である工事(緊急対応工事等)
- (2) 工事期間中、現場で作業する者が利用でき、かつ第4条に定める標準仕様を満たす既設トイレがあるため、新たな仮設トイレの設置を要しない工事
- (3) 物理的又は法令上の制約により、快適トイレの設置が不可能であり、代替設備又は代替措置を講じる工事

4 発注者は、対象工事を発注するときは、特記仕様書に対象工事である旨を記載するものとする。

特記仕様書記載例

第〇〇条 営繕施設関係について

本工事は、建設現場における快適トイレ設置の対象工事(受注者希望型)とする。

実施に当たっては、『建設現場における快適トイレ設置要領』に基づき行う。本要領は、日向市ホームページ(トップ>産業・経済・ビジネス>入札・契約>入札制度)に掲載している。

(内容及び仕様)

第4条 内容は、現場で働く全ての労働者を利用対象とした快適トイレを現場に新たに設置するものとし、現場事務所内(現場事務所と一体)のトイレは含まないものとする。

2 快適トイレは、次の(1)及び(2)に掲げる仕様を全て満たすものとし、(3)に掲げる仕様を満たすことを推奨する。

(1) 快適トイレに求める標準仕様

- ア 洋式(洋風)便座
- イ 水洗又は簡易水洗機能(し尿処理装置付含む)
- ウ 臭い逆流防止機能
- エ 容易に開かない施錠機能
- オ 照明設備

カ 衣類掛け等のフック、又は、荷物を置ける棚等（耐荷重を5kg以上とする）

（2）快適トイレとして活用するために備える付属品

ア 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示

イ 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫

ウ サニタリーボックス（女性用トイレに必ず設置）

エ 鏡と手洗器

オ 便座除菌クリーナー等の衛生用品

（3）推奨する仕様、付属品

ア 室内寸法900×900mm以上（面積ではない）

イ 擬音装置（機能含む）

ウ 着替え台

エ 臭気対策機能の多重化

オ 室内温度の調整が可能な設備

カ 小物置き場（トイレットペーパー予備置き場等）

3 快適トイレについては、リース品対応とする。

（実施手続）

第5条 受注者は、快適トイレを設置する場合は、工事着手前に、様式1「快適トイレチェックシート」に必要事項を記入し、第4条第2項に掲げる仕様を満たす快適トイレであることを示す書類（見積書、仕様書、カタログ等）とともに工事打合簿に添付し、発注者に協議するものとする。

2 快適トイレを設置する旨の協議がない場合は、本要領は適用しない。

3 監督員は、設置前に提出された資料をもとに、設置しようとする快適トイレが本要領の仕様を満たすことを確認する。

4 受注者は、監督員の確認を受けた快適トイレを設置することとし、快適トイレの設置後は、速やかに工事打合せ簿に設置完了写真を添えて監督員に提出するものとする。

5 監督員は、設置された快適トイレを現場において、様式1により確認を行う。

6 受注者は、快適トイレに要した費用が確定したときは、費用の内訳が分かる取引書類を監督員に提出するものとする。

（設置費用等）

第6条 快適トイレに要する費用については、当初設計には計上しないものとし、最終変更時において、従来品相当を差し引いた後、1か月当たり1基57,000円を上限に設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量は、現場毎に必要性を受発注者間で協議の上決定する。

また、運搬、設置撤去、管理費用は共通仮設費（率）に含むものとし、積算上限額を超える費用については、別途計上は行わず、現場環境改善費（率）に含める。ただし、「施工箇所が点在する工事の積算」適用工事については、「工事」を「施工箇所」に読み替え、個々の施工箇所で計上できるものとする。

2 計上費用は、実際にかかった1か月当たり1基の費用から10,000円（従来品相当の費用）を控除した額と、積算上限額1か月当たり1基57,000円を比較し、どちらか安い方の費用を共通仮設費に計上するものとする。

3 1か月未満の端数日数分については、1か月を30日として日割り計算した期間（少数第2位を切捨てし第1位まで）により計上する。

4 ハウス型等の場合、入口が別になっている場合に限り、入口別に57,000円を上限額として計上で

きるものとする。

(配慮事項)

第7条 建設現場で働く女性の活躍をサポートする取り組みとして、快適トイレを導入する際は、以下の(1)～(7)に配慮するものとする。

(1)全般

女性トイレの設置に当たっては、あらかじめ、建設現場で働く女性の意見を聞く。

(2)設置位置

女性トイレと、男性トイレや喫煙所は隣接して設置せず、一定の距離を確保する。

(3)動線の配慮

男性トイレと女性トイレは入口を分ける等の動線の配慮をする。

(4)ドアの向き

女性トイレのドアは、開けたら真正面ということのないよう、便座と直角の向きのドアを採用するなどの工夫をする。

(5)照明

窓の大きさに応じて、中にいる人のシルエットが窓に映り込むことのないよう、照明をスポットライト式にするなどの工夫をする。

(6)室温

トイレ内の室温を快適に保つため、冷暖房、扇風機等の設備を備え付けるなどの配慮をする。

(7) 男女別便所の利用区分の周知

混雑等を理由に、男性が女性トイレを使用することのないよう徹底する。

(その他)

第8条 本要領に基づき実施した内容については、工事成績評価の加点対象としない。

2 この要領に定めのない事項については、必要に応じて受発注者協議により定めるものとする。

附 則

この要領は、令和8年10月1日から施行し、施行日以降に予算執行伺を行う工事から適用する。

様式 1（第 5 条関係）

快適トイレチェックシート

工事件名			
受注者名			
工事期間	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日		
快適トイレ設置予定期間	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日		
	期間	月	
リース会社名			
メーカー名			
製品名（型式）			
快適トイレ設置概算費用（見積）	設置基数	基	
	1 基 当 り 月 額 費	円／基・月（税別）	
快適トイレ仕様のチェック項目		受注者確認	発注者確認
		確認日	現場確認日
		/	/
（１） 快適トイレに求める標準仕様			
ア	洋式（洋風）便座		
イ	水洗又は簡易水洗機能（し尿処理装置付含む）		
ウ	臭い逆流防止機能		
エ	容易に開かない施錠機能		
オ	照明設備		
カ	衣類掛け等のフック又は荷物を置ける棚等(耐荷重 5 k g 以上)		
（２） 快適トイレとして活用するために備える付属品			
ア	現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示		
イ	周囲からトイレの入口が直接見えない工夫		
ウ	サニタリーボックス（女性用トイレに必ず設置）		
エ	鏡と手洗器		
オ	便座除菌クリーナー等の衛生用品		
（３） 推奨する仕様、付属品			
ア	室内寸法 9 0 0 × 9 0 0 mm 以上（面積ではない）		
イ	擬音装置（機能含む）		
ウ	着替え台		
エ	臭気対策機能の多重化		
オ	室内温度の調整が可能な設備		
カ	小物置き場（トイレットペーパー予備置き場等）		